



市職員の給与と職員数を公表します

■問い合わせ先 人事課 ☎(36)5051

I 給与・定員管理などの状況

1. 総括

(1) 人件費（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 平成23.3.31現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	21年度 人件費率
22年度	95,351人	305億1,557万 1千円	10億5,578万 5千円	38億5,198万 8千円	12.6%	12.2%

(注) 1 人件費には給料、手当、共済費、報酬などを含む
2 実質収支とは、当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引き、その額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除したもの

(2) 職員給与費（普通会計決算）

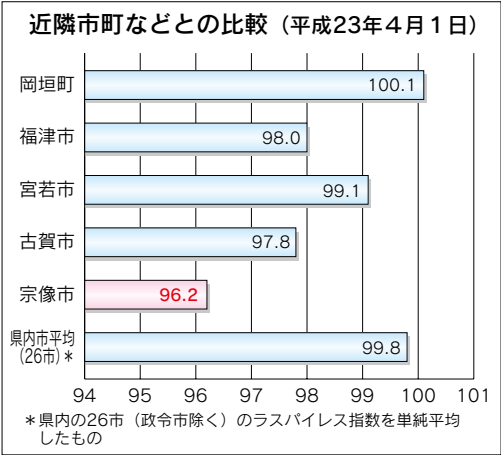
区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
22年度	383人	15億9,413万 8千円	3億2,415万 7千円	5億9,539万 6千円	25億1,369万 1千円	656万3千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない
2 職員数は、平成22年4月1日現在の数

(3) ラスパイレス指数 (各年4月1日現在)

年 度	宗像市
18	96.5
22	95.7
23	96.2

*「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の給与水準を示す指数のこと
[参考] 地域手当補正後ラスパイレス指数98.6(平成23年4月1日現在)
(注) 平成23年4月1日現在における支給率と国基準の支給率で算出したもの



2. 一般行政職給料表（平成23年4月1日現在）

給料月額	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給	135,600円	185,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円	366,200円
最高号給	243,700円	309,200円	356,400円	390,100円	402,500円	424,600円	458,400円

(注) 給料月額は、給与抑制措置以前のもの

3. 職員の平均給与月額、初任給など

(1) 職員の平均給料月額や平均給与月額、平均年齢（平成23年4月1日現在）

【一般行政職】

区 分	平均年齢	平均給料月額 (注) 1	平均給与月額 (注) 2	平均給与月額 (国ベース)
宗像市	44.9歳	339,942円	418,308円	377,795円
福岡県	43.6歳	344,975円	425,466円	未公表
国	42.3歳	327,205円		397,723円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在の職種ごとの職員の基本給の平均のこと
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などの全ての手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査と同じ。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないので、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したもの

(2) 職員の初任給（平成23年4月1日現在）

区 分		宗 像 市	福 岡 県	国
一般行政職	大学卒	166,900円	178,800円	172,200円
	高校卒	144,500円	144,500円	140,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	251,044円	306,190円	353,167円
	高校卒	240,467円(*1)	291,300円(*2)	305,900円

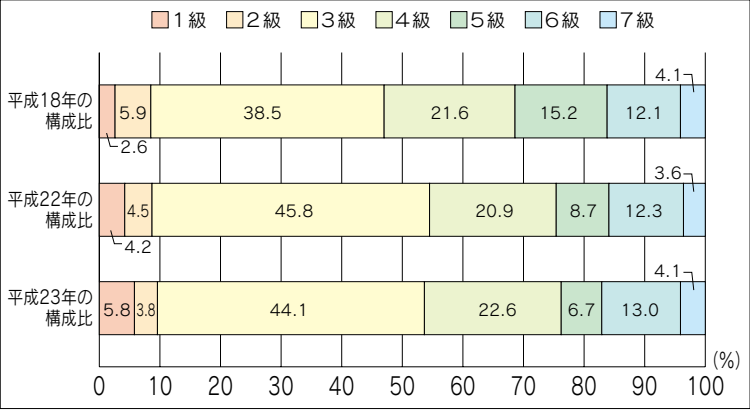
(*1) 経験年数10年以上15年未満 (*2) 経験年数15年以上20年未満

4. 一般行政職の級別職員数など

(1) 一般行政職の級別職員数（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	20人	5.8%
2級	主事・技師	13人	3.8%
3級	主査・主任主事・主任技師	152人	44.1%
4級	係長・企画主査	78人	22.6%
5級	主幹	23人	6.7%
6級	課長	45人	13.0%
7級	部長	14人	4.1%
合 計		345人	—

(注) 1 市の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務



* 構成比は小数点第2位を四捨五入（端数処理）しているため、合計が100%にならない場合があります

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員を対象に、能力・業績に基づく人事考課を実施し、昇給へ反映（平成21年1月から実施）



5. 職員の手当

(1) 期末手当・勤勉手当

区 分		宗 像 市	福 岡 県	国
1人当たりの平均支給額(22年度)		150万4千円	158万6千円(見込み)	未公表
22年度支給割合*1	期末手当	2.60月分(1.45月分)	2.60月分(1.45月分)	2.60月分(1.45月分)
	勤勉手当	1.35月分(0.65月分)	1.35月分(0.65月分)	1.35月分(0.65月分)
加算措置の状況*2		役職加算 5~20%	役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

*1 () 内は、再任用職員にかかる支給割合
*2 職制上の段階、職務の級などによる加算措置
【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況
全職員を対象に能力・業績に基づく人事考課を実施し、その結果を勤勉手当に反映（平成20年12月から全職員対象）

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

区 分	宗像市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.500月分	30.550月分	23.500月分	30.550月分
勤続25年	33.500月分	41.340月分	33.500月分	41.340月分
勤続35年	47.500月分	59.280月分	47.500月分	59.280月分
最高限度額	59.280月分	59.280月分	59.280月分	59.280月分
その他の加算措置	なし	定年前早期退職 特例措置 (2~20%加算)	なし	定年前早期退職 特例措置 (2~20%加算)
退職時特別昇給	なし	なし	なし	なし
1人当たり平均支給額	712万8千円	2,591万3千円	未公表	

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給した平均額

(15ページ上段へつづく)

5. 職員の手当（14ページからつづく）

(3) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）		4,959万円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（22年度決算）		10万9千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
宗像市	2.5%	455人	0%
宗像市（医師）	15.0%	1人	15.0%
東京都特別区（派遣職員）	18.0%	1人	18.0%

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）		177万2千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（22年度決算）		7万1千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）		5%	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
下水処理従事手当	右記の業務に従事する職員	汚水や汚泥の中に立ち入って行う作業	1日400円
生活保護事務従事手当	生活保護の現業事務に従事する職員	生活保護の現業事務	月額5,000円
船員食糧手当	船舶に乗り組む職員	－	月額5,000円
運航管理者手当	船舶を運航管理する職員	船舶の運航管理に関する業務	給料の月額の3%
副運航管理者手当	船舶を運航管理する職員	船舶の運航管理に関する業務	給料の月額の2%
航海手当	船長か機関長の職務を代行する職員	船舶の運航管理に関する業務	1航海当たり100円
防疫等作業従事手当	右記の業務に従事する職員	感染症患者らの救護や病原体の付着した物件の処理作業	1日400円
行旅病人救護等従事手当	右記の業務に従事する職員	行旅病人の救護や行旅死亡人の死体措置	行旅病人 1件1,000円 行旅死亡人 1体10,000円
有害薬品害虫防除従事手当	右記の業務に従事する職員	人体に有害な薬品を使用して害虫除去作業	1日400円

(5) 時間外勤務手当

	21年度決算	22年度決算
支給実績	1億6,449万6千円	1億4,612万5千円
職員1人当たりの平均支給年額	35万3千円	32万円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む

(6) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容と支給額	国の制度との比較 (異なる場合はその内容)	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たりの平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のいる職員に支給 配偶者……………13,000円 配偶者を除く扶養親族1人につき……………6,500円 配偶者なしの場合の1人目…11,000円 特定扶養加算（満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日まで）……5,000円	同じ	7,061万7千円	26万円
住居手当	【借家】 月額12,000円を超える家賃を支払っている場合、その家賃額に応じ、27,000円を限度に支給 【持ち家】 住居を所有する世帯主の職員に、新築や購入日から5年間2,500円を支給	【借家】 同じ 【持ち家】 支給なし	3,204万4千円	23万9千円
通勤手当	【交通機関利用者】 6カ月定期券などの価額を一括支給。ただし、1カ月当たり55,000円が支給限度 【自動車などの交通用具使用者】 通勤距離(片道2km以上)に応じて毎月支給。距離区分2～3kmは2,200円。以後、1km増すごとに700円加算。ただし、1カ月当たり55,000円が支給限度	交通機関利用者は同じ。 自動車などの交通用具使用者は距離区分・支給額などが異なる	2,945万4千円	7万5千円
管理職手当	管理職職員に定額支給 77,900円～41,600円 (平成19年度～平成22年度まで経過措置あり)	制度は同じ。 支給額が異なる。 (139,300円～46,300円) (経過措置あり)	4,634万4千円	71万3千円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる下記の職員に支給 医師 410,900円	同じ	493万1千円	493万1千円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 医師 20,000円/回（常直120,000円/月） その他の職員 4,200円/回（常直 21,000円/月）	医師のうち常直勤務額が異なる	376万円	24万5千円

6. 特別職の報酬など

(平成23年4月1日現在)

区 分	給料月額	
	市 長	848,000円
給 料	副市長	681,000円
報 酬	議 長	533,000円
	副議長	474,000円
	議 員	441,000円
期末手当	市長・副市長	(22年度支給割合) 2.95月分 ＊加算措置あり(20%)
	議長・副議長・議員	(22年度支給割合) 2.95月分 ＊加算措置あり(20%)
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額×510/100×勤続年数 (1期の手当額) 1,729万9千200円 (支給時期) 任期ごとに支給する
	副市長	(算定方式) 給料月額×300/100×勤続年数 (1期の手当額) 817万2千円 (支給時期) 任期ごとに支給する

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額と支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合の退職手当の見込額

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	14人	22人	14人	37人	85人	61人	42人	56人	61人	61人	1人	454人

(3) 定員管理の数値目標と進ちょく状況

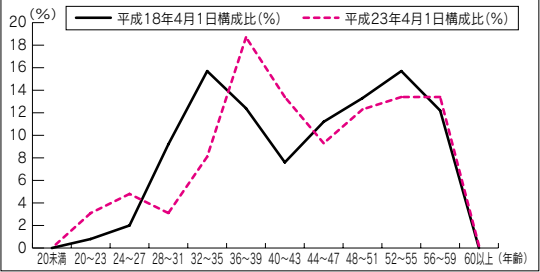
①平成17年4月1日～平成27年4月1日における定員管理の数値目標

17年 4月1日 の職員数	27年 4月1日 の職員数	純減数	純減率
515人	455人	60人	11.7%

②定員管理の数値目標と年次別進ちょく状況(実績)の概要

区分		17年 (計画始期)	18年 (1年目)	22年 (5年目)	23年 (現年)	17年～23年の 合計	(参考) 数値目標
一般行政	職員数	372人	371人	327人	311人	－	－
	増減	－	△1人	△45人	△16人	△61人	－
教育	職員数	64人	58人	56人	63人	－	－
	増減	－	△6人	△8人	7人	△1人	－
公営企業 会計など	職員数	79人	81人	74人	80人	－	－
	増減	－	2人	△5人	6人	1人	－
計	職員数	515人	510人	457人	454人	－	－
	増減	－	△5人	△58人	△3人	△61人(102%)	△60人

(注) 1 計画期間は、平成17年～同27年の10年間
2 計欄の（ ）内の数値は、数値目標に対する進ちょく率
3 増減は、現年の欄では対前年比の職員増減数を、その他欄では計画1年目以降、その年までの職員増減数の累計



人口規模が類似している主な自治体の特別職の報酬（平成23年4月1日現在）

区 分	福津市				
	市 長	850,000円	875,000円	952,100円	926,000円
給 料	副市長	701,000円	689,000円	783,600円	763,000円
報 酬	議 長	464,000円	495,000円	589,200円	568,000円
	副議長	414,000円	436,000円	515,400円	507,000円
	議 員	388,000円	400,000円	470,600円	462,000円

7. 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（平成23年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		22年	23年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0
		総務	117	108	△9
		税務	35	36	1
		労働	0	0	0
		農水	22	20	△2
		商工	13	13	0
		土木	45	41	△4
		民生	47	48	1
		衛生	42	39	△3
		計	327	311	△16
	教育部門	56	63	7	郷土文化学習交流業務の強化
	小計	383	374	△9	
公営企業会計 などの部門	病院	3	3	0	
	水道	14	13	△1	業務の移管
	交通	20	22	2	渡船航路の再編による業務の増加
	下水道	9	10	1	料金徴収業務の強化
	その他	28	32	4	乳幼児医療事業の拡大
	小計	74	80	6	
合計		457	454	△3	

(注) 職員数には宗像市総合公園管理公社、玄界環境組合、宗像市社会福祉協議会などへの派遣職員と任期付職員を含む（教育長は除く）

(16ページ上段へつづく)

8. 公営企業職員の状況（15ページからつく）

下水道事業

職員給与費 決算

区 分	総支出 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総支出に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 21年度の総支出に占 める職員給与費比率
22年度	31億1,559万 3千円	5億177万 7千円	6,148万4千円	2.0%	1.7%

区 分	職員数 A	給与費				1人当たりの 給与費B／A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
22年度	9人	3,794万 1千円	897万 4千円	1,456万 9千円	6,148万4千円	683万2千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない
2 職員数は、平成23年3月31日現在の数

II 勤務時間、その他の条件

(1) 勤務時間

勤務時間	午前8時30分から午後5時まで、1日7時間45分	週休日	土曜日、日曜日
------	--------------------------	-----	---------

(注) 職場などで、上記と異なる場合あり

(2) その他の勤務条件（平成23年4月1日現在）

①休暇

種類	事 由	取得期間	給料支給
年次有給休暇	1年ごとの休暇	年20日	
病気休暇	負傷や疾病で療養する必要がある場合	結核性疾患の場合 1年	
		その他の疾患の場合 90日	
特別休暇 (主なもの)	分娩休暇	産前8週間(多胎妊娠は14週間)、産後8週間	有給
	出産補助休暇	2日の範囲内	
	結婚休暇	7日の範囲内	
	子(中学就学前)の看護休暇	5日の範囲内(対象者が2人以上=10日)	
	ボランティア休暇	5日の範囲内	
	忌引	配偶者 7日	
		父母 (血族=7日、姻族=3日)	
		祖父母、兄弟姉妹(血族=3日、姻族=1日)	
		孫など 1日	
	短期介護休暇	5日の範囲内(対象者が2人以上=10日)	
介護休暇	配偶者や一定の範囲内の親族を介護する必要がある場合	連続する6カ月間の期間内で必要と認められる期間	無給

②育児休業制度

種 類	事 由	取得期間	給料支給
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員が、休業することができる制度	産後休暇終了日の翌日から子が3歳に達する日までのうち、職員の請求に基づく期間	無給
育児短時間勤務	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員が、休業や短時間勤務することができる制度	条例で定める勤務形態のいずれかの範囲例)1日の勤務時間が2分の1、週3日勤務など	
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内	

V 研修と勤務成績の評定

(1) 職員の研修状況

職員の研修は、職員の公務能率の発揮と増進を目的に、任命権者が組織的・計画的に実施します。このことは、地方公務員法第39条に規定され、市では、「宗像市職員人材育成ビジョン」に基づいて研修を実施し、職員の能力開発に努めています。

平成22年度に実施された主な研修は、次のとおりです。

職場外研修	▽独自研修（新規採用職員採用時研修、新任層職員職務支援研修、新任管理監督者研修、新任係長級職員研修、政策形成能力研修、協働研修、認知症研修、情報セキュリティ研修、暴力的来訪者対応研修、救急救命研修） ▽能力開発研修（徴収事務研修などの各種専門研修） ▽外部派遣研修（福岡県市町村職員研修所など研修機関での各種専門研修、民間企業等派遣研修）
-------	---

(2) 勤務成績の評定

任命権者は、公務能率の増進を目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を実施し、その評定の結果に応じた措置を講じることとされています（地方公務員法第40条）。

市では、平成14年度から全職員を対象に人事考課制度を導入しています。その後、制度の改善を図りながら運用しています。

VII 公平委員会から業務状況の報告

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

公平委員会は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合は、公平委員会は必要な審査を実施し、事案を判定し、地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければなりません。

22年度実績	0件
--------	----

III 分限と懲戒処分 of 状況

分限処分とは、職員が一定の事由でその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的に、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。分限処分には、降給、休職、降任、免職の4種類があります。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、任命権者がその職員の責任を追及して行う処分です。公務における規律と秩序の維持を目的として行われる不利益処分のことで、懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

(平成22年度実績)

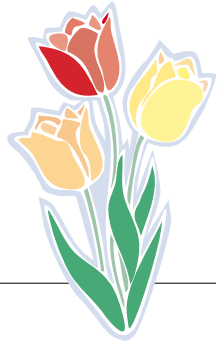
分限処分の状況		懲戒処分の状況	
内 容	人数(延べ)	内 容	人数(延べ)
降 給	0人	戒 告	1人
休 職	12人	減 給	0人
降 任	0人	停 職	0人
免 職	0人	免 職	0人

IV 服務の状況

地方公務員法では、服務の根本基準を「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」（地方公務員法第30条）と定めています。この根本基準の具体的規定として、「法令などや上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為などの禁止」「営利企業などの従事制限」といった服務上の義務が定められています。

営利企業などの従事許可の状況（平成22年度実績）

区 分	件 数
営利企業などの役員の地位を兼ねること	1件
自ら営利を目的とする私企業を営むこと	0件
報酬を得て事業や事務に従事すること	70件



VI 福祉と利益の保護状況

職員の福利厚生制度の一環として、職員やその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害などに関して適切な給付を行うための、相互救済を目的とする共済制度があります。具体的には地方公務員等共済組合法に基づき、福岡県市町村職員共済組合が制度を運用し、公務外の病気やケガの治療時の保険給付や、老後の経済生活の支えとなる退職共済年金の支給などを実施しています。

また、労働安全衛生法などに基づき、職員の健康と安全を確保するために、安全衛生管理体制の整備や健康診断などを実施しています。公務中や通勤途中の災害などによって被災した場合には、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償などをします。

(1) 健康診断の実施状況（平成22年度実績）

区 分	受診者数
職員総合健診	446人

(2) 職員の福利厚生

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づいて、宗像市職員互助会を設置し、職員の保健、元氣回復のほか厚生に関する事項を計画的に実施しています。

職員互助会は、会員の福利厚生に関する事業の実施、相互扶助と親睦を図ることを目的に、会員の掛金と市の助成金で運営されています。

●職員互助会に対する公費負担状況（平成23年4月1日現在）

年 度	福利厚生事業に係る決算額	職員互助会への公費負担額	会員掛金総額	職員互助会会員数	会員1人当たりの公費の補助金額	公費負担率
		A	B	C	A／C	A／(A+B)
21年度決算	14,498千円	9,439千円	14,832千円	469人	20,126円	38.9%
22年度決算	14,043千円	9,473千円	14,326千円	460人	20,594円	39.8%

(3) 公務災害などの状況（平成22年度実績）

公務災害	通勤災害	計
0件	1件	1件

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合は、公平委員会は事案を審査し、その結果に基づいて処分を承認か修正、取り消す判定をします。

22年度実績	0件
--------	----